

○須高広域総合プールの設置及び管理に関する条例

(平成25年10月31日)

須高行政事務組合条例第2号)

改正 令和2年2月19日 組合条例第1号

須高広域総合プールの設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第1号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項及び第3項の規定により、須高広域総合プール（以下「プール」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 プールの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 須高広域総合プール

位 置 須坂市大字日滝413番地4

(使用期間及び使用時間)

第3条 プールの使用期間及び使用時間は、次の表のとおりとする。ただし、第9条に規定する団体（以下「指定管理者」という。）が特に必要と認めるときは、組合長の承認を得て変更することができる。

使 用 期 間	使 用 時 間	
6月から9月まで	昼 間	午前9時30分から午後5時まで
	夜 間	午後5時30分から午後8時まで

(使用の制限等)

第4条 指定管理者は、次の各号の一に該当すると認めるときは、使用の停止又は入場の禁止若しくは退場を命ずることができる。この場合、使用者に生じた損害については、指定管理者はその責を負わない。

(1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。

(3) その他管理上必要があるとき。

(使用料)

第5条 プールの使用料は、別表に定めるとおりとし、使用の際に納付しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 指定管理者は、規則で定める場合において、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第7条 既に納付された使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当し、かつ、指定管理者が特に必要があると認めるときは、使用料の一部または全部を還付することができる。

(1) 使用者の責によらない理由で使用できなくなったとき。

(2) 前号に定めるもののほか、特別な理由があるとき。

(弁償の義務)

第8条 使用者及び指定管理者は、施設及び備品等を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を組合長に届け出て、その指示によってこれを弁償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第9条 プールの管理は、法第244条の2第3項に規定する法人その他の団体であつて、組合長が指定するものに行わせるものとする。

(指定管理者の申請等)

第10条 組合長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。ただし、特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

2 前条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、組合長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第11条 組合長は、前条第2項の規定による申請があつたときは、次の各号に掲げる基準に適合するもののうちから、プールの管理を行わせようとする団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が、使用者の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られること。

(2) 事業計画書の内容が、当該プールの適切な維持管理を図るものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 当該団体が、事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有

するものであること。

(指定管理者の指定等の公告)

第12条 組合長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消し、又はその管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(指定管理者の業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) プールの使用の許可、許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- (2) 施設及び備品等の維持管理に関する業務
- (3) プールの使用料の徴収、減免及び還付に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、組合長が必要と認める業務

(事業報告書の提出)

第14条 指定管理者は、毎年度終了後、プールの管理の業務に関し事業報告書を作成し、組合長に提出しなければならない。

(業務状況の聴取等)

第15条 組合長は、プールの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第16条 組合長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責に帰すべき事由により、当該指定管理者による管理を継続することが適切でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。この場合、指定管理者に生じた損害については、組合はその責を負わない。

(秘密保持の義務)

第17条 指定管理者は、須高行政事務組合個人情報保護条例（平成17年条例第4号）第2条の規定を遵守し個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、プールの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

2 前項の管理事務に従事している者及び従事していた者は、当該事務に関して知り

得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(原状回復の義務)

第18条 使用者は、使用を終了したとき、又は使用の許可の取消し又は使用の制限若しくは停止を命ぜられたときは、施設又は備品等を直ちに原状に復さなければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第16条の規定により指定を取り消され若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、施設又は備品等を直ちに原状に復さなければならない。ただし、組合長の承認を得たときは、この限りでない。

(補則)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年11月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月19日組合条例第1号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(別表) (第5条関係)

(1) プール使用料

使 用 区 分		使 用 料
昼 間	一 般 1人1回	500円
	中学生以下 60歳以上 1人1回	300
夜 間	1人1回	300
備考 3歳未満の乳幼児は無料とする。		

(2) コース専用使用料

使 用 区 分		使 用 料
1 コース	1 時間	800円
備考 専用使用する者は、この表に定める使用料のほかに、プール使用料を納付しなければならない。 ただし、大会等で専用使用する場合は、プール使用料は徴しない。		